



毎月一回一日発行
 昭和40年2月20日
 第三種郵便物認可

10-2006

機能する米政治の相互抑制

議会・司法に防戦一方ブッシュ政権

軽部 謙介

(時事通信社ワシントン支局長)



米国の民主主義を支えてきた三権分立の相互抑制機能の前に、ブッシュ政権が退却を余儀なくされている。中間選挙を控えて燃え上がる共和党対民主党という対立の構図に隠れて目立たないが、就任後折に触れて大統領職の権限拡大を図ってきたブッシュ政権に対して、議会や司法からの反撃が、静かに、しかし確実に始まっているのだ。この問題を突き詰めていくと、米国をコントロールするのは誰かという根源的なテーマにもぶつかる。大統領vs議会・司法という座標軸を用いて観察した米国政治の現状を報告する。

憲法上は「弱い大統領」

米国の大統領は露出度が高い。演説すればテレビで中継され、記者会見も詳細が報じられる。世

界で唯一の超大国の指導者として注目を集めるためなのだが、米国憲法を読むと大統領の力は意外に弱いことが分かる。徴税や貨幣鑄造といった国家経済の基本から宣戦布告や対外交渉の権限まですべて議会に集中している、大統領はその忠実な執行を求められているにすぎないのだ。

フランスの政治学者トクビルが一八三〇年代の米国を観察して執筆した『アメリカの民主政治』にはこんな状況が紹介されている。

「大統領は劣位にある従属的な権力として、立法議会のそばに置かれている」（井伊玄太郎訳『アメリカの民主政治』）

歴代大統領の中には、三権分立の中で自らの権限を拡大しようとして議会と摩擦を起こす人も少

なくなかったようだ。例えばトルーマン大統領。彼は朝鮮戦争参戦に踏み切るに当たり、議会の宣戦布告権限を無視した。米軍最高司令官の任務を拡大解釈した結果だが、議会の同意を求めない初のケースだったため当時大きな政治的問題となったという。またニクソン大統領は自らの権限増強を目指したが、議会や言論界から警戒が高まり、「帝王的大統領制」と呼ばれた。（砂田一郎『アメリカ大統領の権力』中公新書）

大統領の地位を強くするべきだという議論は昔からあった。初代財務長官のハミルトンは強い大統領制が持論で、米国政治の古典となった「ザ・フェデラリスト」に「行政府はその脆弱性のゆえに強化する必要がある」と書いている。現在でもカリフォルニア大学バークレー校のジョン・ユ一教授のように「議会に諸権能が集中していると理解は憲法解釈の誤り」とする大統領権限強化論者も少なからず存在する。

相次ぐ権限強化

ブッシュ政権は発足当初から権限拡大に意欲的だった。「強い大統領」論者で有名な Cheney 副大統領の後押しがあったことや、二〇〇一年に同時テロ事件が発生したことも、この動きを決定的にした。

「テロとの戦い」での勝利を最優先課題に位置付けると、ブッシュ政権はまず国家安全保障局（NSA）による令状なしの盗聴から大統領権限強化の具体化を図っていった。

捜査当局に盗聴が認められている米国でも、事前に裁判所の許可が必要だ。ブッシュ政権は同時テロ事件直後、裁判所への盗聴申請を「時間がかかる」という理由で無視し、大統領命令でNSAに令状なしの盗聴を認めた。

次にこの政権が活用したのは、サイニング・ステートメント(署名時声明)だ。

米国では、上下両院を通過した法案に大統領が署名して正式に法律としての効力が発生する。そして署名時に官報に掲載する声明をサイニング・ステートメントと呼ぶ。ブッシュ政権では、この声明で法律の解釈などを独自に宣言している。仮に政権の方針に合致しない法案に署名しても「自分はこの意味だと解釈している」という声明を出しておけば、事実上法律を骨抜きにできるという便利な方法だ。

この問題に詳しいマイアミ大学オハイオ校のクリス・ケリー教授の調査によると、二〇〇一年一月の政権発足から今年九月八日までに百二十六の署名時声明が出され、九百五十二の条項が大統領によって独自に解釈された。歴代の大統領もこの声明を利用しているが、現政権は突出して回数が多い。

憲法上、大統領には法案の拒否権が与えられている。しかしブッシュ大統領の場合、拒否権発動はわずか一回しかない。『ワシントン・ポスト』紙によると、最近の大統領は、レーガン七十八回、先代ブッシュ四十四回、クリントン三十八回

といずれも相当回数拒否権を発動している。ブッシュ政権が拒否権を使わず、署名時声明という国民がほとんど知らない専門的な方法でこっそりと法律を葬ってきたとの批判は強い。

この署名時声明が問題になったのは、アフガニスタンやイラクなどで捕らえられたテロ容疑者に対する拷問の是非が問題になったときだ。昨年暮れ「どのような拷問も禁止する」という法案が議会を通過した。ブッシュ大統領は年も押し詰まった十二月三十日、この法案に署名するが、同時に「大統領府は、米軍最高司令官たる大統領に憲法上認められた権限と矛盾がないように(この法律を)解釈していく」との署名時声明を発表したのだ。場合によっては拷問まがいの厳しい取り調べがあり得ることを示唆している内容で、議会の立法に縛られないと宣言しているに等しかった。

さらにブッシュ政権は、テロ容疑者の扱いに関しても議会を関与させない方針を徹底した。大統領の命令だけを根拠に特別軍事法廷を設置、テロ容疑者をここで裁こうとしたのだ。このような司法機関を大統領の命令だけで作れるのかという点については当時から疑問視されていたが、ハワイトハウスは「二〇〇一年の同時テロ事件直後に議会で成立した武力行使容認決議で大統領に広範な権利が与えられたため、このような措置は憲法に反していない」という論理で押し切った。

ブッシュ政権について、三権分立を研究しているポートランド州立大学のフィリップ・クーパー

教授は「ホワイトハウスは議会に対して、『君たちが成立させた立法のこの部分は履行するが、この部分は履行しない』とふんぞり返ってきたし、『法律の意味はこうだ』と宣告する法廷のようにも振る舞ってきた。また、この政権は署名時声明など大統領の直接的な指示を、歴代政権に比べてはるかに洗練された形で、かつ計画的に、権限拡大のために使ってきた」と指摘する。

支持率低迷で反撃開始

もともと米国では三権分立を厳密に解釈しようという傾向が強い。例えば、議会の宣戦布告権限を無視して朝鮮戦争に参戦したトルーマン大統領ですら、戦争継続の観点から鉄鋼業界に操業継続を求めて大統領令を発動したことについて、最高裁から「このような行為は立法府の権限に属する」として「違憲」の判断を突き付けられている。議会の領域に踏み込んだ大統領が、司法から切り返されたわけだが、米国では戦時であっても三権分立原則が重視されてきたことが分かる。

共和党下院議員を二十年間務めたブルッキングス研究所のビル・フレンゼル客員研究員は「通常、大統領は議会の抵抗が強くないときに権限拡大を図り、逆に議会は大統領が弱つてくると動きだすものだ」と指摘する。

国民の九割近くが政権を支持した同時テロ事件直後、大統領の権限拡大に反対する声はそう多くなかった。しかし、イラクの泥沼化などによりブッシュ大統領の支持率が四〇%前後で低迷する

今、クーパー教授が「洗練され計画的」と表現した執行府の権限強化も、議会や司法から歯止めを掛ける動きにさらされている。その嚆矢となったのが、六月の最高裁判決だった。

米司法当局はアルカイダのリーダー、ウサマ・ビンラディン容疑者の運転手をしていたハムダン被告を特別軍事法廷で裁く予定だったが、同被告側がこの法廷の合法性に異議を申し立てて裁判になつていた。最高裁は「大統領命令による法廷設置は『法の支配原則』に反する」とハムダン被告の主張を認め、議会の関与なしでこのような法廷を設置することは違憲と判断した。

テロ対策を担当する米政府高官は「テロリストを調べる能力にけちがつけられた」と嘆くが、大統領の権限拡大に歯止めを掛けた司法の最終判断にはホワイトハウスも従わねばならない。

ブッシュ大統領は九月六日、テロ対策に関して行った演説の中でこう述べた。

「私はテロリストの戦争犯罪を裁くため、軍事特別法廷を立法を通じて設置するよう議会に求めることにした」

大統領の命令で軍事特別法廷を設置しテロ容疑者を裁いてしまおうという政権の意図は司法判断で方針転換を余儀なくされたわけだ。

しかし、問題はこれで終わらなかつた。大統領が議会に立法を呼び掛けたテロ容疑者を裁く特別軍事法廷設置のための法案が、捕虜に対する人道的な取り扱いを定めたジュネーブ条約の位置付け

をめぐって迷走したのだ。大統領は同条約の「再解釈」が必要だとして独自の見解を法案の中で示したが、「米国の再解釈は他国の再解釈を呼び、自国民を危険にさらす」として一部の有力共和党上院議員が反発。九月十四日の上院軍事委員会で、テロ容疑者といえどもジュネーブ条約に沿つて人道的な取り扱いをするよう定めた別の法案を可決、大統領に真正面から反旗を翻した。

最終的には上院とホワイトハウスの妥協が成立したが、昨年末、大統領が拷問の禁止に関して署名時声明を出し、議会の考えにとらわれないうと独自の解釈を明言したことに対して、事実上の「復讐」が加えられた形だ。

行き詰まるブッシュ流

令状なしのNSA盗聴にも議会などから強い疑問が表明された。例えば上院司法委員会の民主党筆頭理事を務めるレイヒー議員は「なぜ裁判所の許可を求めるべし、という法律に従わなかつたのだろうか。なぜ彼らは権限付与を求めて議会に足を運ばなかつたのだろうか」と強い不快感を示している。

今年八月には「違憲」の司法判断も出た。下級審ではあるが、NSA盗聴の是非についてミシガン州デトロイト連邦地裁は「大統領のすべての権能は憲法にのみ由来する」としてこの盗聴を認め、権限は大統領にないと断じた。政権側が直ちに控訴したため、最終的な司法判断はまだ先になるとみられるが、この違憲判決のニュースは米マス

コミで大きく扱われ、大統領には痛打となった。さらに署名時声明に対しても共和党のスペクター上院司法委員長が大統領声明の効力に一定の歯止めを掛ける法案を提出した。米法律家協会も「大統領の署名時声明は法の支配という原則に抵触、権力の分立を定めた憲法を侵食する」との報告書を発表、ホワイトハウスのやり過ぎを戒めた。

特別軍事法廷の設置やテロ容疑者への拷問といった「テロとの戦い」遂行の手段に関してブッシュ政権が立ち往生したのは、「戦時内閣」と自らを位置付け、議会や司法を無視して権限拡大に突っ走ってきた大統領の政治手法が行き詰まってきたことの証しとも言えるし、三権分立の相互抑制機能がきちんと働いたためでもある。

マイアミ大オハイオ校のケリー教授も「戦時の大統領は立法や司法に対して優先する権力を持つことになるが、それは決して議会が盲目的に大統領に従うことを意味しない。今われわれは米国憲法がその本来の機能を取り戻すという過程の目撃者になつているのだ」と話す。

ただ、米政界で長い間、大統領と議会の緊張関係を体験してきたブルッキングス研究所のフレンゼル研究員は冷静にこう話していた。

「誰が国をコントロールするかというのは民主主義で極めて重要な問題だが、米国では建国以来二、三十年以上にわたつて大統領と議会がお互いに張り合つてきた。今後もずっと続いていくのは間違いない」

時代が変わった―ニュースが変わった

〔危機に立つ米ジャーナリズム(1)〕

金子 敦郎

(大阪国際大学名誉教授)

米ジャーナリズムが危機に立っている。新聞の発行部数およびテレビニュース視聴率が長期低落の道をたどり、企業としてのメディアは「ニュースより利益」に走っている。「冷戦」の緊張が解け、インターネット情報が行き交う中で市民は面白おかしい「軟派ニュース」に興じている。有力メディアでニュース捏造・誤報・盗用事件が続発し、その権威に深い傷を負った。「保守化した米国内」はメディアに対する「リベラル偏向」攻撃を強めている。「9・11テロ」からイラク戦争へ、メディアはナショナリズムの熱気に押し流され、「大量破壊兵器の脅威」を振りかざした政府の情報操作に敗れた。「情報源秘匿」の特権も揺らいでいる。ベトナム戦争報道で米国内外世論をリードしたあの活力はどこへいったのか。

米ジャーナリズムの状況について五回にわたって報告する。日本のジャーナリズムの近い将来をそこに見ることもできるかもしれない。

「軟派」ニュースが主役

冷戦終結からほぼ十年の一九九〇年代末、二つの「ニュース」に関する調査が行われ、その結果

はジャーナリズム関係者に大きな衝撃を与えた。

米国のメディアが報じるニュースは、ニュース性よりも面白さ、硬派（政治、政策、戦争や平和など国際関係など）よりも軟派（事件、スキャンダル、有名人動静、生活、健康、スポーツなど）――ワシントン・世界離れ、ローカル化、エンターテインメント化がとことん進んでいたのである。一つは、七七年から九七年の二十年間に、マスメディアが報じたニュースの内容の変化をたどった九八年のPEW慈善基金リサーチセンターの調査。対象としたメディアは、新聞では「ニューヨーク・タイムズ」「ロサンゼルス・タイムズ」「USAトゥデー」「ワシントン・ポスト」「ワシントン・タイムズ」など主要紙、テレビではCBS、ABC、NBCのいわゆる三大ネットワーク、週刊誌では『タイム』『ニューズウィーク』。その主な内容は次の通りだった。

①メディア全体として

ストレートニュースは五二%から三二%に減少。ニュース性の薄い読み物記事がその分増えた。七七年には硬派ニュースは三三%、軟派ニ

ュースは一五%とほぼ二対一だったが、これが逆転して二五対四〇と軟派ニュースが圧倒的に増えた。

②新聞(第一面記事のみ対象)

ストレートニュースの割合は六〇%から三〇%へと半減。スキャンダルものは四%から一二・五%に。生活とか人間絡みの記事を総合すると、八%から二五%へと三倍になった。

③テレビ

一般ニュースでは、スキャンダルものが〇・五%から一五%へ、健康や安全など生活ものは八%から一六%へと大きく増えた。ストレート・ニュースとその解説は七〇%から四〇%に落ちた。

プライムタイム・マガジン(バラエティー番組)では、硬派ニュースは九七年にはわずか八%しかなく、ライフスタイル、有名人の動静などが五五%、犯罪ものが二三%と大半が軟派ニュース。

④週刊誌(カバーストーリーを対象)

政治や時代思潮に関する記事が一八%から五%に減少、ほとんどが消費者ものや健康ものになり、政治や有名人に関する記事がこれに続いた。

「平和」到来と孤立主義

もう一つ、米メリーランド大学フィリップ・メリル・ジャーナリズム学部の研究雑誌『アメリカン・ジャーナリズム・レビュー』(AJR)も九年、全米の中堅新聞十紙を選んで、六三・六四年から九八・九九年の三十五年間の「紙面の変化」を調べた。この調査結果もPEW調査とほとんど重なり合っていた。

「ニューズの中身の变化」の背景には「時代の変化」がある。その第一は冷戦の終結である。西側世界の安全保障を一身に背負ってきた米国は、その責任を全うしたとの安堵感から、「平和の配当」(ブッシュ父「大統領」を求め、「孤立主義」(内向きの米国)へと回帰する。

米国主導のグローバリゼーションが推し進められ、多様化したメディアを通して大衆の新しい消費欲望が日々、かき立てられる。政治と経済・生活環境の大きな変化は、米国民がメディアに求める情報の中身を大きく変化させた。

軟派ニュースへの過剰なまでの「傾斜」を象徴的に示したのが、英ダイアナ妃事故死や米フットボールのスターオ・J・シン普森の前妻殺しとその裁判を追い掛け回した狂気のような報道だった。クリントン米大統領のセックス・スキャンダル報道はその頂点だった。

発行部数は長期低落

メディアが扱うニュース内容の変化の背後には、メディア産業の構造的な変化の中で、報道機関としての新聞、テレビ、雑誌の「商業化」が大きく進んだことが有機的に絡み合っている。

新聞が直面する最大の問題は、購読者の長期的減少である。一九九〇年の発行部数は六千二百三十三万部(別建ての日曜紙六千二百六十三万部)。しかし、これをピークに減少に転じ、年々一パーセントで減り続けて二〇〇三年に五千五百十九万部(同五千八百四十九万部)となった。

新聞の数で見ると、一九五〇年には朝刊紙三百二十二、夕刊紙千四百五十、合計千七百七十二紙だった。八五年には朝刊紙四百八十二、夕刊紙千九百九十四、合計千六百七十六紙と、夕刊紙が売れなくなって朝刊紙ないし日曜紙へ転換する動きが始まった。〇三年には合計千四百五十六紙と減少のスピードが速まっている。

大手チェーンの独占・集中

こうした発行部数の低落傾向の中で、地域に密着したファミリー経営の小規模ローカル新聞は、年々赤字を積み重ね、最後は大手チェーンに身売りするケースが続いてきた。〇三年現在、「独立紙」として生き残っているのはわずか二〇%、約三百紙でしかない。米国の新聞の八〇%は大手新聞チェーンの支配下に入ったことになる。

主な新聞チェーンには、ガネット(『USAトゥデー』など九十三紙、七百四十一万部)、ナイトリッダー(『デトロイト・フリープレス』、『シカゴ・デーリー』など五十三紙、三百五十三万部)、トリビュン(『シカゴ・トリビュン』、『ロサンゼルス・タイムズ』など十二紙、三百五十一万部)などがある。有力紙『ニューヨーク・タイムズ』も、『ボストン・グローブ』など七十七紙、二百二十七万部を有している(発行部数は〇三年、傘下新聞数は〇二年)。

これらチェーンで五十万部以上の発行部数を持つ上位二十二社が全新聞社の三九%を所有し、総発行部数の六九%(日曜紙では七五%)を占めて

いる。大手チェーンはある地域の複数の中小新聞を買収、新聞編集および広告制作をコンピュータ化して一カ所に集中し、製作経費と人員を圧縮することにより、発行部数が減りながらも、企業としては十分な利益を上げることができる。

かつては全米どこに行っても朝刊紙や夕刊紙が複数発行されて競い合っており、「情報の多様化」が保障されていた。今なお複数の新聞が発行されて競争が存在しているのは、ニューヨーク、ロサンゼルス、ボストン、シカゴ、デンバー、シアトルなど全米でわずか十都市足らずになった。

24時間テレビの参入

冷戦時代の米国メディアにおいて、CBS、ABC、NBCの三大ネットワークのニュース報道は大きな役割を担っていた。七〇年代末、メディア界の風雲児と呼ばれたT・ターナーがケーブルTVに二十四時間ニュースを提供するCNNを創設し、テレビ・ニュース四大ネットワークが現出した。九〇年代後半に入ると、NBCニュースがマイクソフ社と組んで二十四時間ニュースのMSNBCを立ち上げ、さらにメディア王マードックのFOXニュースも参入した。

冷戦末期の八〇年代後半、三大テレビの夕方ゴールデンタイムのニュースは七〇〜八〇%の視聴率を誇っていた。だが、こうした競争激化で視聴率は拡散し、三〇%台半ばとほぼ半減している。それで三千万人近い大きな数字だが、視聴者の平均年齢は五十五歳以上と昔ながらのファンが支え

ていることを示している。彼らの年齢が進むにつれ視聴率がさらに低下する方向は見えている。

TVはメガ企業傘下に

ネットワークTVは八〇年末から九〇年代に入ると、情報・通信・娯楽系のメガ企業に次々に買収されていった。情報革命の急速な進行によって、通信や情報ソフト、映画やテレビの映像などの分野にわたる企業を総合的に所有することによって「シナジー（相乗）効果」を生み出そうというのが狙いだ。

巨大メディア企業の中でも最大はAOL・タイムワナー。元は映画のワナー・ブラザー社と雑誌のタイム・ライフ社。九六年T・ターナーのCNNを買収、二〇〇〇年最大の通信ネットワークAOLと合併。ケーブルTV所有数で全米二位、メジャーリーグのブレイブスやMBAホークスも所有している（その後AOLは経営困難に陥り、ワナーが経営の実権を握る）。

ウォルト・ディズニース社は映画のほか、CATV、ラジオ、出版、音楽、大リーグのエンゼルスを持ち、ABCテレビを買収。最大の電機メーカーGEはNBCを買収、九六年にはマイクロソフト社と組んでNBCのケーブルTV局向け二十四時間ニュース、MSNBCをスタートさせた。

ラジオ、テレビの老舗CBSは九五年、ウェスティングハウスが買収。九六年ウェスティングハウス・DBSと通信ネットワークのVIACOMが合併。全米各地の地方テレビやケーブルTV局

を多数傘下に持つ。もともと企業としてのネットワークTVの番組はエンターテインメントが主力で、ニュースは一部門にすぎなかった。しかし冷戦時代、戦争の危機をほらんだ米ソのきわどい対立や、全米を揺るがした公民権運動、ベトナム反戦運動など激動の半世紀は、テレビを報道メディアの主役に押し上げた。ニュースのためには惜しみなく経費がつか込まれた。

メガ企業が支配するグループの中のさらに小さな一部門に組み込まれた今、企業の利益追求の論理が圧倒し、ニュースに充てられる時間はコマースナルに削りとられて一〇%も短縮され、取材経費も人員も圧縮された。

メディアの多様化

伝統メディアである新聞、ネットワークTVのこうした閉塞状況をもたらしただけでなく一つの理由に、情報伝達手段の多様化、拡散がある。それは伝統メディアの相対的な地位低下につながる。

八五年当時、平均的な家庭のテレビには十九チャンネルが入っていた。〇二年には八十九チャンネルへと増えた。いまは百〜二百チャンネル時代と言われる。ケーブルTV急増の背景には、七〇年代に公共電波の規制緩和が始まり、三大ネットワークの独占体制が緩和されたことがある。プライムタイム・ニュースの視聴者は〇一年にはネットワークTVが四九%、ケーブルTVが四五%だったが、〇二年にはネットワークが四五%、ケーブルが四八%と逆転、〇三年には五一対四九とケ

ーブルが五〇%を超えた。

新聞、ネットワークTV、雑誌などの低落傾向が続く一方で、「忘れられていたメディア」のラジオが急速に聴者を増やしていた。全米のラジオ放送局数は七〇年から〇二年までに倍増して一万三千五百局。米国民の実に九〇%がラジオを聴いていて、その大半がラジオを通じて何らかのニュースを入手している。通勤や業務に自家用車を使う階層が増えたことがその背景とされる。

インターネットの急速な普及も、伝統メディアに大きな影響を及ぼしている。〇三年九月現在で米国民のほぼ半分、一億五千万人がインターネット・ユーザーになっており、そのうちの三分の二、一億人が少なくとも時々はインターネットを通じてニュースを知るといふ。中でも三十四歳以下の若い世代の五五%は、ニュースをまずインターネットから入手している。

インターネットを通して入手されるニュースのほとんどは、主要な新聞および大手新聞チャンネル、ネットワークTV、AP通信社などの伝統メディアが配信している。購読料や広告料はまだ、ほとんどゼロである。オンライン・ニュースが多く利用されればされるほど、新聞は買ってもらえなくなるし、テレビのニュース視聴率にも影響する。特に購読・広告料収入に大きく依存する新聞にとって、オンライン・ニュースを無料ないし安価に提供することは、自らを「共食い現象」のジレンマに陥れることになっている。



メコム、オルクラ・メディアを買収

引き換えにメ社最大株主に

昨年から相次いでドイツ、オランダと新聞の買収を続け、国際的な注目を浴びているイギリスの元「デーリー・ミラー」グループの最高経営責任者デビッド・モンゴメリーが、七月に今度はノルウェーの国際的な巨大企業「オルクラ・グループ」傘下のメディア部門「オルクラ・メディア」を買収し、ヨーロッパ諸国での支配権をさらに拡大した。

買収の対象となった「オルクラ・メディア」は、北欧圏で第五位に当たるメディアグループで、新聞、雑誌、ラジオ・テレビ、オンライン・メディアなどの領域をカバーし、ノルウェー本国のほかに、スウェーデン、デンマーク、フィンランド、ドイツ、ポーランド、リトアニア、ウクライナの諸国に進出している。新聞については、デンマーク最大の「ベルリクス・ティンデ」や日刊フリーペーパー「ウルバン」、ポーランドの支配的新聞「ジエチボスポリタ」などの全国紙や多数の地域的新聞を支配下に置いている。

この取引は、モンゴメリーが運営する投資会社「メコム」が、「オルクラ・メディア」を買収する一方で、それと引き換えに、「オルクラ・メディア

ア」の親企業「オルクラ・グループ」が「メコム」の株の二〇%弱を取得する、という形で行われた。「オルクラ・グループ」はこの株の取得で、合併後の「メコム」で最大の単独株主となる。また「メコム」の役員会に参加する資格が付与され、将来「オルクラ・メディア」の代表者が「メコム」グループの最高責任者に就任する可能性もあるという。

取引の詳細はつまびらかではないが、「オルクラ」の経営責任者は「メコムの申し出は、オルクラの株主にとって金融的に大きな魅力がある」と述べた。さらに「総合的にみて、この取引はオルクラの株主とオルクラ・メディアの双方にとって最善の解決だ」という。

モンゴメリーの方も「オルクラ・メディアの取得は、ヨーロッパの主導的な新聞発行グループとしてのメコムの発展にとって、重要なマイルストーンとなる」と語り、「私はオルクラ・メディアの従業員を歓迎する。そして、オルクラ・メディアの強力な新聞を、誠実な新聞発行グループとしてのメコムの基礎として発展させるために、彼らとともに働くことを楽しみにしている」と、取引歓迎の言葉を述べた。

しかし他方で、「オルクラ・メディア」のジャーナリストたちは、モンゴメリーの「メコム」が買収の相手であるのを「最悪の選択」と批判し、他の相手を探すよう経営陣に訴えている。

「デーリー・ミラー」時代の、編集の質を軽視

した厳しい合理化とリストラ政策で知られたモンゴメリーは、二〇〇五年十月にベルリンで有力二紙を擁する「ベルリナー・フェアラーク」を、〇六年一月には「ハンブルガー・モルゲンブラット」を買収し、さらに同年四月にオランダの「リッブルフス・ダグブラット」グループを買収してきたが、「ベルリナー・フェアラーク」の買収では、傘下新聞の社員から、モンゴメリーお断りの文字を書いたそろいのTシャツを着たデモなど、激しい抵抗を受けた。

現在『ガーディアン』の傘下に入っている日曜新聞『オブザーバー』は、この買収問題を取り上げた論評の中で、皮肉な調子でこう書いた。

「あるメディア・コングロマリットが自ら制定した自主規制綱領には、感嘆すべき条文が盛り込まれている。それは『ただ編集長のみが、新聞の内容、編集工程、イメージを決定することができる。編集長はたとえ発行者あるいは所有者が同意しなくとも、情報と意見の交換をいかなる制約も受けることなく、自由に促進する権能を持っている』というものだ。喜ばしい日がきた。さあ、新しい編集長に会いにいこう。彼の名はデビッド・モンゴメリーだ」

取引終了後、「メコム」は本拠をオスロに移す。モンゴメリーの夢と言われるヨーロッパのメディア王になるとの野望は、この買収でさらに一歩、実現に近づいたことになるのであろうか。

(広瀬 英彦 東洋大学名誉教授)

ロシア人の問題意識を探る 最新の世論調査に見る変化

中澤孝之
(時事総研客員研究員)

九月半ば現在、日本で、ポスト小泉の次期自民党総裁や次期首相を予測するのにさまざまな世論調査が使われている。果たして政策や人物を正確に知った上での回答なのか、世論調査の信憑性に関して疑問はぬぐいきれないが、おおよその傾向を把握するには役立つようだ。

ロシアでも日本と同様に、国民の問題意識を知るため世論調査の結果が参考にされる。ただし、ロシアの場合、有力マスコミ機関(あるいはそれに付属した組織)ではなく、独立した世論調査機関が、日常生活のあらゆるトピックスについて恒常的に世論調査を実施している。中には非常に興味深い調査結果が見られる。

プーチン大統領、ダントツの人気

筆者が最近、注目した世論調査は、プーチン大統領も含む二十一世紀のソ連とロシアの歴史的な人物九人に対する評価だった。現職のプーチン大統領が「称賛」「尊敬」「好感」の点でダントツに人気があること、そして意外にも、ブレジネフやアンドロポフの好感度が高いことが示された。「十月社会主義革命の父」レーニンをいまだに尊敬するロシア人が少なくないことも分かった。

本稿では、最近めつたに日本で紹介されない最新世論調査(ロシア語電子版から)を引用しながら、ロシア国民の問題意識を探ってみたい。最初に、「全ロシア世論調査研究センター(VTSIOM)」の調査を取り上げる。まず、9・11事件から五年たった現在の国際テロや米国に対するロシア国民の意識調査(九月八日発表)を見よう。

第一の設問は「五年前と現在を比べて、国際テロの脅威は強まったと思うか、弱まったと思うか」。回答を見ると、「著しく強まった」が二〇%、「やや強まった」が二九%、「あまり変わらな

い」が三三%で、脅威が強まったとする見方が半数近い。「やや弱まった」(二三%)、「非常に弱まった」(一%)という見方が合わせて一四%と少ないのは常識の範囲内と言えよう。米国はじめ世界中が「より安全になった」と明言する指導者はブッシュ米大統領ぐらいであろう。

対米感情やや悪化

第二の設問は「今、全体的に米国をあなたはどう思うか」。回答を二〇〇二年九月調査(カッコ内)と比較している。「極めてよい」との回答は四%(六%)、「基本的によい」は四五%(五七

%、「基本的に悪い」二六%(二二%)、「極めて悪い」八%(五%)という結果から分かるように、対米感情はこの四年間で、やや悪化している。第三の設問は「テロとの戦いにおいて米国の行動は効果的であったかどうか」。この設問に対し、次の四つの行動に分けて回答を求めている。カッコ内は〇五年九月調査、数字は%。

①アフガニスタンでの軍事作戦とタリバン政権転覆
どちらかと言えば効果的 二一(一七)
どちらかと言えば効果的でない 五八(五二)
回答困難 二一(三三)

②イラクでの軍事作戦とサダム・フセイン政権転覆
どちらかと言えば効果的 二二(一六)
どちらかと言えば効果的でない 六一(五七)
回答困難 一七(二七)

③世界各国での米国の軍事的プレゼンスの拡大
どちらかと言えば効果的 三三(一八)
どちらかと言えば効果的でない 四八(五二)
回答困難 一九(三〇)

④米国内での警戒態勢の強化
どちらかと言えば効果的 四四(四〇)
どちらかと言えば効果的でない 三二(二七)
回答困難 二五(三三)

第四の設問は「米国をリーダーとする国際的な反テロ連合はテロとの戦いでこの五年間成功したと思うかどうか」。カッコ内は〇五年九月調査結果。

完全に成功

五 (五)

どちらかと言えば成功

二八 (一八)

どちらかと言えは不成功

四一 (三四)

完全な失敗

八 (二七)

回答困難

一八 (二六)

米のアフガン、イラク侵攻に7割否定

第五の設問は「9・11事件後、米国指導部はアフガニスタンとイラクで軍事作戦を遂行したが、彼らの真の目的は何であったと思うか」。

「世界における米国の地位を強め、他国への自国の影響力を高めること」という回答が七十二%と圧倒的に多い。「テロの脅威から米国民を守り、国際テロを粉砕すること」との回答はわずか一八%、回答困難は一〇%だった。ロシア国民の多くは9・11後の米国の二つの軍事作戦やテロとの戦いがうまくいっていないと見ていることが分かる。特に、大義名分のないイラク侵攻を見るロシア国民の目は依然として厳しい。

さて、ロシアでも今やテレビ時代で、活字離れが著しい。人々が情報を得るのは専らテレビからだ。「あなたはどんなニュース・情報が必要か」という調査(九月七日発表)で、「どんなテレビ番組が個人的に最も興味があるか」という質問を設けている。カッコ内は〇四年九月調査。数字は%。

- ニュース番組 五九 (五九)
- クイズ番組 一九 (一六)
- トークショー 一九 (一五)
- 商品・サービス紹介 九 (六)

娯楽番組(コンサート、流行歌)

三四 (三二)

記録映画

一七 (二四)

スポーツ番組

二〇 (二九)

文化番組(劇場、クラシック音楽)

八 (七)

内外の劇映画

四〇 (三七)

政治・社会問題分析番組

一二 (二五)

テレビ・シリーズ

二五 (二四)

教育番組

八 (二〇)

子供番組

六 (七)

自然・動物番組

一八 (二七)

軍事・愛国番組

六 (七)

宗教番組

一 (二)

ニュース番組を過半数の国民が関心を持って視聴していることがわかる。軍事番組や宗教番組への興味が低いのは意外な気もする。日本ではたわいもない、騒々しいおしゃべりのトークショーが花盛りだが、ロシアではあまり関心を引いていないようだ。

人権尊重の意識強まる

次に、一昨年九月のベスラン事件(学校占拠事件で、三百人以上が死亡)など近年、ロシアでしばしば大きなテロ事件が起きた。チェチェン戦争が北カフカス全域に拡大している証拠でもある。そこで、「安全保障と人権・自由」の問題で世論調査が行われた(九月六日発表)。

「現在、最も重要なことは、たとえ人権や自由を制限しても安全と秩序を保持することだ」との意見に賛成する回答が四五%、「人権と自由の無

条件尊重なしには安全と秩序は保持できない」との見解に同調する回答が四四%で、両者は拮抗している。〇四年九月調査ではそれぞれ六五%、二七%だったから、人権尊重の意識が強まっている状況を反映しているのかもしれない。

一方で、「国や国民の安全確保、テロとの戦いで次の措置は賛成か反対か」との設問に対する注目すべき回答を挙げると、「野党統一行動の停止」に賛成が四〇%、反対三九%、「マスコミへの検閲導入」に賛成が四六%、反対四三%、「ロシアの国境を越えてテロ撲滅作戦展開」に賛成七九%、反対一三%、「テロリストへの死刑導入」に賛成七七%、反対一四%など。興味深いのは「特殊任務機関をかつての国家保安委員会(KGB)型の国家統一組織とする」に賛成五四%、反対二五%となっているが、〇四年調査ではそれぞれ六三%、一九%だった。ソ連時代の秘密諜報機関KGB復活への国民の願望は依然として根強いものの、人権尊重の意識の強まりに比例するように、賛成が減り、反対が増えている。

第2次チェ戦争、大半真相知らず

ところで、有力調査機関の一つに前記「レバダ・センター」がある。この機関の調査のうち興味ある調査結果を三つばかり紹介しよう。

第一に、一九九九年に第二次チェチェン戦争が起きた理由に関する調査(八月三十一日発表)で、「九六年八月にハサブユルト和平協定が調印されたのに、九九年になぜチェチェン戦争が再発

したのか」という設問に回答を求めた。

九四年十二月に始まった第一次チェチェン戦争で事実上敗北したロシア政府は、チェチェン独立派との間でハサブウルト和平協定(チェチェン共和国の地位の問題を○一年まで先送りすることで合意した文書)に調印し、九七年初めにロシア軍がチェチェンからいったん撤退した。にもかかわらず、九九年秋にモスクワなどで起きた連続爆破テロ事件をきっかけに、協定を無視して、ロシア側が第二次戦争を仕掛けたという経緯がある。

「チェチェン戦争で経済的な利益を得る者がいたから」という回答が三二%とトップで、以下、「チェチェン政権が合意を順守せず、反ロシア政策を取ったから」(一七%)、「同協定は一時的な措置で、誰も真剣に守ろうとしなかったため」(二五%)などの順となっている。驚くべきことに、実はこれら回答は、ロシア国民が第二次戦争勃発の真の理由を全く知らないことを物語っているのだ。その意味で興味深い調査と言える。

プーチン氏が首相として指揮の先頭に立った第二次戦争は、九九年夏にエリツィンから後継者に指名された、無名の同氏の名前を広め、彼を大統領に当選させるための策略だったことは今や研究者の間では定説となっている。「武装勢力の反撃に断固とした攻撃を加えることができる政治家(プーチン)がロシアに現れたため」という正解に近い回答をした者はわずか五%で、上から十二番目に多い回答であった。

反「ゴルバ」クーデター未遂忘れず

第二は、十五年前の九一年八月に起きた保守派による反ゴルバチョフ・クーデター未遂事件に関する調査(八月十八日発表)である。

第一の設問は「この事件をどう見ているか」で、過去八回の調査結果の推移は興味深い。九四年、九八年、九九年、○一年、○三年、○四年、○五年、○六年の順で、数字は%。

「最高指導部の単なる権力闘争のエピソードにすぎない」——五三、四六、四〇、四三、四八、四二、四三、三九

「国と国民にとって破滅的な結果をもたらした悲劇的出来事」——二七、三二、三八、二五、三一、三六、三六、三六

「ソ連共産党支配を終わらせた民主的革命的勝利」——七、八、九、一〇、一〇、一一、一〇、一三

回答困難——一三、一五、一三、二二、一一、一一、一一、一一

「悲劇的な出来事」とする回答者は高年齢層に多い。

第二の設問は「当時あなたはどのグループを支持していたか」で、「状況が分からなかった」という回答は三二%、「エリツィンと民主派」が二二%、「当時、自分はまだ子供だった」二〇%、「クーデター派」一一%、回答困難一四%となっている。

第三の設問「当時正しかったのはどのグループ

だったと今、思うか」に、「クーデター派」と答えた者が一三%と、「エリツィンと民主派」との回答一二%をわずかながら上回っているのは、五年後の大きな変化と言えよう。「誰も正しかった者はいない」との回答は五二%、回答困難は二三%だった。

また、第四の設問「あなたの見方では、この事件後、国は正しい方向に向かったか、正しくない方向に向かったか」に対して、「正しくない方向」の回答者四四%(○五年調査では同五〇%)が「正しい方向」三〇%(二五%)を上回っており、この事件がソ連解体に導いた事実を多くのロシア人は忘れていないことが分かる。

第三に、迷信に関する調査結果(八月二十二日発表)を引用する。カッコ内は二〇〇〇年調査。「迷信を信じるか」との設問に、「信じる」が五四%(五七%)、「信じない」が四一%(三九%)と半数以上の回答者が迷信を信じている。

さらに、「夢のお告げを信じる」が四二%(五一%)、「信じない」が五二%(四四%)、「星占いを信じる」二九%(二三%)、「信じない」六三%(五七%)、「永遠の生命を信じる」一六%(二二%)、「信じない」七二%(六六%)、「宇宙人の到来を信じる」二二%(三一%)、「信じない」六二%(五五%)だった。男女別では、女性に「信じる」がやや多い。昔から迷信家で知られるロシア人だが、二十一世紀になって、少しずつ現実的な考えの人々が増えていよう。

政治との「緊張関係」どこまで

「御手洗経団連」、課題山積の船出

伊藤 精哉

(時事通信社産業部)

日本経団連の新任会長に、御手洗富士夫キヤノン会長が五月に就任してから約四カ月が経過した。財政再建、少子高齢化対策、格差問題や続発する企業不祥事、日中関係への対応など、多くの難題が立ちほだかる。政界とのパイプの細さが不安視される御手洗会長は、ポスト小泉政権とどう向き合い、民間の論理を政策に反映させていくのか。「御手洗経団連」の課題を検証する。

「希望の国」目指して

「財界総理」と呼ばれる歴代の経団連会長を送り出した出身企業の大半は、鉄鋼、電力、自動車など「重厚長大」の基幹産業だった。ハイテク業界からは初めてで、御手洗氏の会長就任は日本が今後目指すべき「創造科学立国」をにらんだ、まさに「変革の時代」を象徴する人事と言える。合理主義者の御手洗氏は、終身雇用制を維持しながら、賃金面では米国流能力主義を採用する「和魂洋才」の独自の経営哲学を持ち、卓越した経営手腕でキヤノンを高収益企業に育て上げた。

「日本を内外の人々にとって魅力あふれる『希望の国』とするため、全力を挙げて取り組む」。五月二十四日の定時総会で経団連会長に就任した

御手洗氏は抱負をこう語った。希望の国造りは、持続的経済成長があつてこそ可能というのが御手洗氏の考えの根底にある。企業の先端技術開発により、国際競争力を高め、人口減少社会でも安定的な経済成長を維持、日本を活性化すべきだと主張。このため、「イノベート(変革)日本」をキヤッチフレーズに掲げ、技術立国に向けた新産業育成・強化を支援する税制支援や、政府の科学技術投資の拡大を訴える。

今後、重点的に取り組むテーマとして、社会保障、税制改革、自由貿易の促進を掲げた。これらは来年一月に公表する、日本経済社会の十年後のあるべき姿を展望した長期ビジョン(御手洗ビジョン)の柱となるものだ。御手洗氏は将来不安を払しょくし、後世代への負担の先送りを避けるには、年金・医療・介護など社会保障制度の抜本的改革が必要だと強調。財源には「幅広い世代が応分に負担することのできる消費税の拡充によって対処すべき」とする。増税時期は基礎年金の国庫負担割合を三分の一から二分の一に引き上げる二〇〇九年度が「一つのめど」だが、何%にすべきかはビジョンで「再計算した数字を出す」方針。

法人税実効税率(約四〇%)に關しても「持続的な経済成長を続けていくには、企業活性化の観点からするとまだ高い」と、アジア諸国に比べなお高い法人税引き下げを改めて強調する。製造業のコスト競争力を左右する自由貿易協定(FTA)や経済連携協定(EPA)の締結については、「東アジアの経済発展の流れを日本に取り込む」上で不可欠なことから推進に意欲を見せる。

格差問題は「公平」重視

企業倫理の確立も急務だ。奥田碩前会長は、談合事件はじめ頻発する企業不祥事にも有効な手を打てなかった。御手洗氏は「トップのセミナーなどを通して意識改革を末端にまで徹底したい」と話す。しかし御手洗氏の会長就任後も、行政処分を受けた損保ジャパンなど三社に三カ月の活動自粛処分を決めるなど不祥事は後を絶たない。企業に対する社会の信頼を取り戻すには、悪質な不祥事には甘い処分にとどめず、退会・除名などの厳しい措置に踏み切ることも求められよう。

一方、小泉構造改革の「影」とされる所得や資産などの格差問題に対して、御手洗氏は「競争社会で結果として差が出てくるのは仕方がないが、大事なものは競争が公平に行われるかどうか」と公平さを重視。「失敗した人が再挑戦できる仕組み、弱者へのセーフティネット(安全網)が用意されていることを前提にすれば、グロバリゼーションの中で、能力や才能、努力によって生まれる格差はむしろ称賛すべきことだ」と是認する。

都市と地方の格差解消の観点を念頭に、道州制による地方分権改革も提唱する。御手洗氏が力説するのは「知の集積」による産業活性化という経営者の発想で、全国の国立大学法人を道州単位で統合再編、産学官連携による地域発展を目指せという。大分県出身の御手洗氏は九州を例に七県の国立大学を科目ごとに統合して「大九州大学」を設立。傘下の各大学は得意分野に特化した研究機関とし、世界から優秀な人材を集める。その結果、新技術・産業が生まれ、「人口増加に結び付くほか東京との格差も解消する」シナリオを描く。

「政治との関係」が課題

こうした政策提言を実現させるには、政官界との折衝能力が欠かせないが、この政治との関係をどう構築するかが、御手洗経団連の最大の課題と言えよう。小泉政権と蜜月関係を築いた奥田前会長に比べ、御手洗氏は出身企業のキャノンが財界活動に距離を置いてきたため、「政治経験」の不足は明らかだ。御手洗氏自身も米国駐在が長期間に及んだこともあって、政界人脈は乏しい。ただ、奥田氏が小泉首相と「近過ぎた結果、言いにくいことも遠慮した面もある」と指摘されたのに対し、御手洗氏は過去のしがらみがないだけに、政策本位で大胆に「もの申す」ことも期待できる。御手洗氏は政治との距離について「緊張関係を持った距離感が望ましい」とする一方、「政策論争を通じて、必要なパイプはいくらでも太くしたい」と政界との関係強化に意欲を見せる。小泉政

権の政策運営に関して、御手洗氏は「経済財政諮問会議を中心に民間の意見を政策に取り入れ、内閣主導型で（省庁間の）縦割り弊害を解消した。官主導から民主導への改革する路線は正しかった」と絶賛した。経済界の望む政策を実現させるにはポスト小泉政権とも良好な関係を維持したいとの意向が強い。改革の「司令塔」として諮問会議の役割を重視する御手洗氏は、奥田氏の後任として同会議の民間議員に就くとみられる。

「社会貢献」としての政治献金にも積極的だ。

経団連は〇四年、政党の「政策評価」に基づく新たな手法による政治献金への組織的関与を十一年ぶりに再開。その結果、会員企業が政党的政治資金団体に実施した献金額の低下傾向に歯止めが掛かり、上昇に転じ始めた。キャノンは〇四年に外資比率が五〇％を超す企業の献金を禁じた政治資金規正法の規制に抵触したため献金を中止。現時点は五〇％を下回っているが、御手洗氏は「政治と経済は車の両輪。条件を整えば行う」と、「外資」規制を緩和する同法改正案が国会で成立すれば、献金を復活させる意向を表明している。

民間経済外交にも意欲

小泉純一郎首相の靖国神社参拝で、政治的に冷え切った日中間の経済関係維持も重要課題だ。御手洗氏は九月三日から六日まで、日中経済協会訪中代表団の最高顧問として北京を訪れた。会長就任後初の海外公式訪問だったが、五日の温家宝首相との会談では経済交流促進のため訪日を要請し

た。政府首脳間の相互訪問が途絶える中、「政治冷経熱」はもはや限界だなどと、「政治」がいずれ、経済面に波及しかねないことを懸念する経済界の声を踏まえ、日中関係改善に向けた御手洗流の前向きなメッセージを発信したとも言える。

九月末から十月にかけて欧州各国、十一月初旬には東南アジアと、経団連は立て続けに海外ミッションを派遣、各国政府首脳らと会談するなど「御手洗外交」が本格的に始動する。二十三年間に及ぶ米国勤務で培った豊富な国際感覚を生かした民間経済外交の推進に期待が寄せられている。

一方、「裏方部隊」である経団連事務局による補佐体制が機能するか、も焦点。キャノンはトヨタ自動車に比べると、会長を補佐するスタッフも少なく、政官界とのパイプ、情報収集能力も劣るだけに、事務局への依存度は大きくなる。御手洗氏は会長就任当日、事務局職員を集め、前例や縦割りにとらわれず仕事に当たるよう指示した。事務局トップの事務総長には中村芳夫事務総長代行が就任。中村氏にとっては旧経団連と旧日経連との「完全融合」に指導力を発揮できるかが、強力な政策提言集団に脱皮できるか否かのカギとなる。景気は回復基調だが、人口減少社会の到来、アジア諸国の台頭など日本を取り巻く内外の環境は今後厳しさを増す。御手洗氏は二期四年の在任中にキャノンで見せた革新的経営手腕を発揮して民間主導の活力ある社会の実現に貢献できるか、経済界のリーダーとしての実行力が試される。



米新聞、ウェブニュースを積極展開
放送もより高度なビデオの提供が必要

フロリダ州ネイプルの『ネイプル・デイリー・ニュース (Naples Daily News = NDN)』では、新聞記事オンラインサービス (naplesnews.com) に加えてウェブキャストによるローカルニュース発信を手掛けている。新聞がビジネス戦略として動画コンテンツの制作を積極的に手掛け、地域購読者にアピールすることに成功した事例として注目されている(『ブロードキャストインク・アンド・ケーブル』8月14日、4頁)。

『NDN』は一九二三年に週刊新聞としてスタートした『コリアー・カウンティ・ニュース (Collier County News)』を創業母体としている。六二年から日刊紙となり、八六年には新聞、テレビ、ラジオなど総合的なメディア経営を行うスクリップス社 (E.W. SCRIPPS) に買収された。現在の定期購読は六万九千部である。

放送市場としてみると、ネイプルは四十キロ離れたフォート・マイヤーズ (Ft. Myers) との統合エリアに組み込まれており、地元TV局すべてがフォート・マイヤーズに本拠を置いている。それが影響してか地元ニュースではネイプルに関連するものが極端に少なかった。これに対し『ND

N』は二〇〇六年四月、十二番街五十五番地にスタジオを開設し、新聞記事と連動したネイプル中心のニュース、『スタジオ55 (Studio 55)』をウェブキャストによって提供し始めた。

ニュースはストリーミングやアイ・チューン (iTunes) で視聴することができる。「ビデオ・オン・デマンド (video on demand)」をベースにしていることからヴォード・キャスト (Vod-cast) と呼ばれる。オンライン以外では地元ケーブルで毎日二回放送されている。アンカーのデニス・スパイドル (Denise Spidle) は「スタジオ55」の意義について「人々はこれまで地元のローカルニュースに接することがなく、私たちはこれまでなかったものを提供している」と話す。

全米では新聞が購読者を減らしてきている。多くの新聞社が、これに歯止めを掛けようとビデオページやウェブキャストのサービスを提供するようになった。『NDN』と類似した事例として全米ベスト五位に入るフィラデルフィア市場の一部であるデラウェア州ウィルミントンで『ニュース・ジャーナル (News Journal)』が朝夕二回、ウェブでローカルニュースを提供するものがある。

新聞社のウェブビデオ展開を活発化するため、大規模紙の『ニューヨーク・タイムズ (The New York Times)』、中規模紙の『アトランタ・ジャーナルコンスティテューション (Atlanta Journal-Constitution)』では、取材記者にビデオカメラ撮影のトレーニングを行ったり、多様な

方法でニュースコンテンツを提供する能力を備える「マルチメディア・ジャーナリスト」を新たに雇ったりするなどしている。またAP通信 (The Associated Press) では全米の千百を超える新聞社にビデオ素材を提供している。

ノースウエスタン大学ジャーナリズムスクールなどが実施した最近の調査では、全米トップ四十のうち三十九の日刊紙がウェブサイトでビデオを載せている。サフラン・メディアグループのステイブ・サフラン (Steve Sahran) 社長は「新聞にしろ、テレビ局にしろ、メディア媒体としての競争時代を生き抜くためにはウェブ上でビデオを見せることが必要で、目指すところは地元密着のローカルニュースをマルチメディアによって提供するところにある」と指摘している。

現在、全米五千二百万世帯では高速ブロードバンド回線でテレビ放送に匹敵する質の映像視聴が可能である。この影響もあってウェブ動画ニュースサービス中の広告スポットには全国区スポンサーから地元の家族経営商店に至るまで幅広く引き合いがある。メリルリンチ (Merrill Lynch) 社では〇四年のブロードバンド広告費は総額百二十億^{ドル}で、五年後の〇九年には二百五十億^{ドル}に到達すると見込んでいる。新聞社がウェブ上で、オンライン記事とビデオを組み合わせた積極展開をすればするほど、これを受けて立つ放送局はより高度で、話題性のあるオンライン・ビデオ提供を求められることになる。(金山 勉^{上智大学助教授})

写真著作物の「限界事例」を示す

マスメディア関連の裁判を見る (27)

知財高裁平成一七(ネ)第一〇〇九四号(請負代)金請求控訴事件、原審・横浜地裁平成一六(ワ)第二七八八号、平成一七年五月一七日判決

佐藤 英雄

ネット上のホームページの写真や文章に、「著作物それとも非著作物?」と、首をかき上げる「限界事例」を判断した訴訟。一審の横浜地裁は、請求棄却の判決を言い渡したが、控訴審の知財高裁(塚原朋一裁判長)は平成十八年三月二十九日、原判決を取り消す逆転判決を言い渡した。ただし、認められた損害額はわずか一万円だった。

広告販売用のホームページで争い

控訴人(一審原告)は、インターネット上のホームページで商品の広告販売を行う㈱ラファイネから営業権の譲渡を受けた㈱トリアル。被控訴人(一審被告)も、インターネット上のホームページで商品の広告販売を行う㈱プラスマークと㈱ティーエムビープラスの二社。ネット企業同士の争いである。

控訴人のトリアルは、写真および文章を被控訴人らに無断利用された著作権侵害による損害賠

償請求権(民法七〇九条)をラファイネから譲り受けたなどと主張して、被控訴人らに対し、六百九十三万円の損害賠償と遅延損害金の連帯支払いを求めた。原審はこれらの請求をすべて棄却する判決をし、控訴人は本件控訴を提起後、最終的に損害賠償請求額を二百十万円に減額した。

当事者間に争いのない事実や証拠などによると、ラファイネは平成十三年十月からシックハウス症候群対策品の「スメルゲット」と「ホルムゲット」の広告販売をインターネット上で行うようになった。この広告販売用のホームページには、「スメルゲットジェル・ハワイアンブルー(固形据え置きタイプ)」「(以下「写真1」という)、「スメルゲットエマルジョン(霧吹きタイプ)」「(以下「写真2」という)の写真と次の文章が掲載されている。いずれの写真、文章とも、ラファイネの取締役であり、控訴人トリアルの代表者であるXが、ラファイネの職務著作として作成した。

写真、文章の複製と翻案権侵害で争う

①「子どもがアトピー性皮膚炎にかかると間もなく六歳の娘がアトピー性皮膚炎にかかり、極度のアレルギー体質となってしまいました」

②「お年寄りのぜんそく発症
今までほとんど風邪もひかず、元気だった横浜市在住のSさん(六)は、夫と死別したのをきっかけに娘夫婦と同居。娘夫婦が自宅をリフォームして迎え入れたところ、Sさんは同居を開始して三カ月後にぜんそくを発症。入院を繰り返して寝たきりになってしまいました」

③「花粉症・不眠・うつ症状
千葉市に住むHさんは、念願だった新築マンションを購入。引越してすぐに鼻がきかなくなり、花粉症、不眠、うつの症状を訴え、精神科などを訪れました」

被控訴人らは、平成十四年十一月から平成十五年六月二十七日まで、本件各写真を、ラファイネに無断で、自社のホームページに掲載した。また、次の文章も掲載した。

①「新築の団地に引越しました。そうしたら子供がアトピー性皮膚炎にかかって、アレルギー体質になっちゃったの……」
②「今まで、ほとんど風邪もひかずに元気に過ごしていたのですが、自宅をリフォームした後し

ばらくして、ぜんそくになってしまったんです……」

③「新築マンションを購入したんですが、引越してすぐ、鼻がきかなくなってきたんですよ。さらに夜眠れない、どうも気分が悪い、そんな症状が出てきて……」

控訴人は、「写真と文章は、いずれも著作権法上の著作物である。被控訴人らは、各写真をラフイーネに無断でホームページに掲載して複製権を侵害した。また、各文章と類似する被控訴人各文章をラフイーネに無断でホームページに掲載し、控訴人の各文章の複製権か、あるいは翻案権を侵害した。仮に、各写真と各文章が著作権法上の著作物に当たらないとしても、控訴人の写真と文章で構成したホームページは、編集著作物として著作権法上の保護の対象となる」と主張。

被控訴人は、「本件各写真は、著作権法上の著作物には当たらない。本件各文章は、ラフイーネが各商品に関して聞き取り調査をした結果を記載したもので、事実に基づいた記述である。従って、各文章は事実の伝達にすぎないものであり、著作権法上の著作物には当たらない。また、素材の選択または配列に創作性は全くないから編集著作物には当たらない」などと反論した。

写真は著作物の「限界事例」に近い

これに対し、裁判所は「創作性の存在が肯定される場合でも、その写真における表現の独自性が

どの程度のものであるかによって、創作性の程度に高度なものから微小なものまで大きな差異があることはいうまでもないから、著作物の保護の範囲、仕方等は、そうした差異に大きく依存する。従って、創作性が微小な場合には、当該写真をそのままコピーして利用したような場合にはほぼ限定して複製権侵害を肯定するにとどめるべきものである」とした上で、控訴人の各写真を次のように判断した。

控訴人の「写真1」は、固形据え置きタイプの商品を、大小サイズ一個ずつ横に並べ、ラベルが若干内向きとなるように配置して、正面斜め上から撮影したものである。光線は右斜め上から照射され、左下方向に短い影が形成されている。背景は薄いブルー。

「写真2」は、霧吹きタイプの商品を、水平に寝かせた状態で横に二個並べ、画面の上下方向に対して若干斜めになるように配置して、真上から撮影したもの。光線は右側から照射され、左側に影が形成されている。背景はオフホワイト。

「以上から、本件各写真には、被写体の組み合わせ・配置、構図・カメラアングル、光線・陰影、背景等にそれなりの独自性が表れているということができる」としたが、「その創作性の程度は極めて低いものであって、著作物性を肯定し得る限界事例に近いものといわざるを得ない」とした。

「そこで、本件各写真の複製権の侵害の有無について考えるに、本件各写真の創作性は極めて低

いものではあるが、被控訴人らによる侵害行為の態様は、本件各写真をそのままコピーして被控訴人ホームページに掲載したというものである(同) 事実は当事者間に争いが無い) から、本件各写真について複製権の侵害があったものということができる」とした。

文章と編集著作物には違法性ない

一方、文章については、①の「新築の団地に引越し」「娘がアトピー性皮膚炎にかかり」「アレルギー体質となってしまいました」との部分②の「今までほとんど風邪もひかず、元気だった」「自宅をリフォーム」「ぜんそくを発症」との部分③の「新築マンションを購入」「引越してすぐに鼻がきかなくなり」との部分④が共通部分であるが、これは、「シックハウス症候群が疑われる例を普通に用いられるありふれた言葉で表現したものにすぎず、表現上の格別な工夫があるとはいえない。従って、本件各文章と被控訴人各文章とは、表現上の創作性がない部分において同一性を有するにすぎないから、本件各文章について複製権ないし翻案権の侵害があったということではできない」とした。

また、控訴人は、本件ホームページが編集著作物であって被控訴人ホームページの公開により本件ホームページの複製権ないし翻案権が侵害されていると主張するが、「共通点として控訴人により指摘されているのは、商品の写真や商品を説明

する文章自体の共通点であり、ホームページ自体の素材の選択や配列における共通点が指摘されているものではない。また、本件ホームページと被控訴人ホームページとを比較しても、シックハウスの症候群が疑われる例を複数併記している点や、商品の写真を文章の左側に配置している点などが共通しているにすぎず、このような素材の選択や配列における共通点はありません。従って、表現上の創作性がない部分について同一性を有するにすぎない。従って、本件ホームページについて編集著作物としての複製権ないし翻案権の侵害があったということとはできないとした。

逸失利益額の証明困難と1万円

複製権侵害が認められる写真の逸失利益については、「被控訴人らが自ら同一商品の写真を撮影して被控訴人ホームページに掲載することは容易であり、本件各写真が被控訴人らの撮影した写真と比べて格別によれているわけでもないことに照らせば、本件各写真を被控訴人ホームページに掲載したことにより被控訴人らがどの程度の利益を受けたのかは不明であり、また、本件各写真を他社に使用させる場合の使用料も不明である。従って、本件においては逸失利益の額を証明することが極めて困難であるから、著作権法一一四条の五に基づき相当な損害額を認定するほかなく、その額については、上記事情も考慮して、一万円とするのが相当である」とした。

一方、慰謝料については、「複製権侵害行為により生じた損害は、損害賠償によって回復されるのであって、本件事実関係の下においては、著作権侵害による慰謝料請求権が発生したということではない。なお、控訴人の請求がラファイネの著作人格権の侵害に基づく慰謝料請求権を譲り受けてなす請求を含むものであると解したとしても、被控訴人らの行為がラファイネの公表権、氏名表示権ないし同一性保持権を侵害することについての具体的な主張はなく、また、証拠上もこれらの侵害を基礎付ける事実が認め難いから、やはり慰謝料請求権が発生したとはいえない」として、これを退けた。

創作性高くないネットの商品写真

【後書き】写真の著作物性を、判決は「被写体の選択・組み合わせ・配置・構図・カメラアングルの設定、シャッターチャンスの捕捉、被写体と光線との関係（順光、逆光、斜光等）、陰影の付け方、色彩の配合、部分の強調・省略、背景等の諸要素を総合してなる一つの表現」と説示する。

幾つかの要素の組み合わせであるから、カメラアングルの設定だけでシャッターチャンスには関係がない監視カメラの映像、撮影者の個性、創作性が表現される余地がない運転免許証やパスポートなどの証明用写真、それに絵画などを忠実に再現した写真（元の絵画の複製物）などは、著作物に当たらない。

創作性の度合いについて、田村善之氏著「著作権法概説第2版」（有斐閣刊）は、東京地裁平成十一年三月二十六日判決の「Dolphin Blue」を引用して、「構図を決めてシャッターを切った結果できあがった写真であるならば、著作物に該当すると解すべきであろう」とする。しかし、カーテンプックなどの商品カタログ事件（大阪地裁平成七年三月二十八日判決）では、双方の写真に共通点が多いが、複製でも翻案でもない原告の請求を棄却している。ネットオークションの商品写真は、宣伝よりも「存在証明用」のウエートが高く、簡単なものが多い。そうした写真は、直接コピーしたものでなければ侵害を問うのは難しいようだ。

今回の事件では、二枚の写真の複製を八カ月間にわたってネットに公表した。その損害額はわずかに一万円というのが裁判所の認定である。これは一枚当たり一カ月六百二十五円にしか当たらない。これを被控訴人二社が連帯して支払う。損害額の訴訟費用は一、二審を通じて五分の四が控訴人負担である。

この損害額は、平成十二年の法改正で損害額の立証を容易化するため生まれた「損害額の立証が極めて困難な場合には裁判所が相当な侵害額を認定できる」とした著作権法一一四条の五を適用したものだ。これは財産権についての条項であり、著作人格権侵害は対象外である。

（朝日新聞社社友）



ページ数、部数、成長の「踊り場」に
05年新聞発行状況・中国

中国・新聞出版総署はこのほど、二〇〇五年の新聞発行状況を発表した。

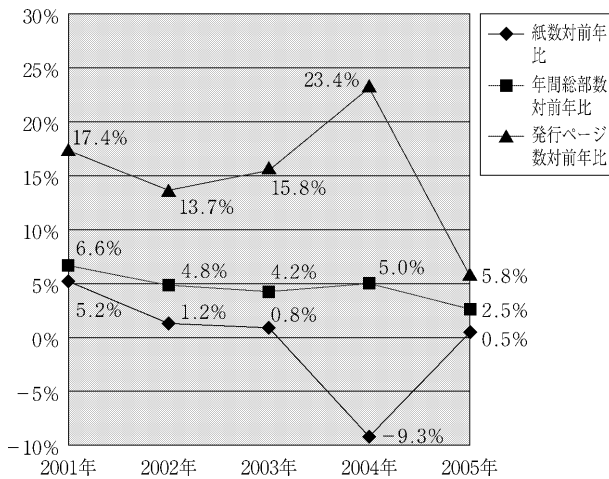
八月十八日付『新聞出版報』によると、二〇〇五年、中国で発行された新聞は千九百三十一紙、年間総発行部数は四百十二億六千万部、総ページ数は六千四百五十二億六千万頁、用紙消費量は三百七十九万一千トナだった。

一九九七年以来、二けた成長を続けてきたページ数が、前年比五・八%増にとどまった。紙数は二年続きのマイナスを回復したが、〇・五%増とほぼ横ばい。発行部数も二・五%増と伸び悩んだ。全体に成長の「踊り場」にきた感がある。また、最盛期、二百六十一を数えた県級紙は、小規模紙整理方針により、わずかに十九紙となった。

紙数を規模別に見ると、県級紙が前年比六四・八%の大幅減(前年は七七・七%減)だったが、それ以外は、省級紙が二・九%増(同三・四%増)、市級紙が二・二%増(同四・五%減)。全国紙も〇・九%増(同二・四%増)だった。

部数は、県級紙が八九・五%減(前年五七・三%減)だったほか、全国紙も四・四%減(同四・九%減)、市級紙も二・二%減(同五・七%増)。

中国の新聞紙数・部数・ページ数伸び推移(グラフ)



一方、省級紙は七・九%増(同二・〇%増)だった。ページ数は、県級紙のみ九二・八%の大幅減(前年三四・七%減)。全国紙は一三・二%増(同五・一%増)、省級紙は六・三%増(同二・五・二%増)、市級紙は二・三%増(同二・八・四%増)だった。

全紙を総合紙と専門紙に分けると、総合紙が八百九(前年比一四%減)、専門紙が千二百二十二(同二・四%増)だった。なお、今回、日刊紙数は公表されなかった。

(木原 正博 || 日本新聞教育文化財団)

表1 中国の新聞紙数・部数・ページ数等

	紙数(紙)	平均期総部数(万部)	年間総部数(億部)	総印張(億印張)	発行ページ数(億ページ)	用紙消費量(万トン)	日刊紙数(紙)	週6刊紙数(紙)
2001年	2,111	18,130	351.06	938.96	3,755.84	215.96	464	251
2002年	2,137	18,721	367.83	1067.38	4,269.52	245.51	491	243
2003年	2,119	19,072	383.12	1235.59	4,942.36	284.18	506	249
2004年	1,922	19,522	402.4	1524.8	6,099.20	350.7	499	235
2005年	1,931	19,549	412.6	1613.14	6,452.56	379.09	—	—

表2 2005年 規模別・分野別の紙数・部数・ページ数等(△=マイナス)

	規模別				分野別	
	全国紙	省級紙	市級紙	県級紙	総合紙	専門紙
紙数(紙)	220	815	877	19	809	1122
総部数(億部)	55.04	227.33	127.07	0.44	301.34	106.32
換算ページ数(億ページ)	667.40	3717.00	2030.72	1.96	5453.28	945.96
紙数伸び率	0.9%	2.9%	2.2%	△64.8%	△14%	14.4%
総部数伸び率	△4.4%	7.9%	△2.2%	△89.5%	1.3%	1.3%
総ページ数伸び率	13.2%	6.3%	2.3%	△92.8%	7.2%	△6.5%

メディア談話室

メディアの不作為

藤田博司

小泉首相の靖国参拝をめぐってメディアが大騒ぎをした八月十五日、山形県鶴岡市にある加藤紘一自民党元幹事長の実家が火事で全焼した。現場で腹にけがをして病院に収容された右翼団体の構成員が、後に放火の事実を認め、二週間後に逮捕された。

小泉首相やその他の与党政治家たちは、事件についておおむね、沈黙を守ったままだった。事件から二週間近くたった八月二十八日、『朝日新聞』の若宮啓文論説主幹が小泉首相のこの沈黙を指摘し、「足元の右翼のテロ」と戦わなくていいの、と書いた。そしてあたかもその指摘に應えるかのように、その日の記者団との会見で、小泉首相は初めて「暴力で言論を封じるのは決して許されることではない」と、この問題で感想を述べた。

政府、与党は沈黙

この男の行動が加藤氏の政治的な立場に対する反発から出たものであることは、当初から疑い濃厚だった。しかしメディアの報道は、放火事件と加藤氏の政治的立場のかかわりを明確に指摘することを、むしろ避けているように思われた。

そのせいかどうか、この事件が言論の自由に対する許し難い暴力であることを指摘する声は、少なくともニュースとしては、あまり大きく扱われなかった。この行為を強く非難する意見も、野党指導者や識者のそれとしては伝えられたものの、

政府としての見解を公表しなかったというのは、異様というほかない。暴力で言論、表現の自由を脅かす事態の重大さに、政府首脳があきれるほど鈍感であることを裏付けている。

記者団も質問せず？

しかし鈍感だったのは政府首脳だけだろうか。小泉首相、安倍長官の発言は「記者団の質問に対して」答えたもの、と伝えられている。とすれば、事件発生からそれまでの間、首相官邸担当記者団は、この事件についての政府見解を二週間近く、たださなかつたのだろうか。あるいは、ただしても回答をもらえなかつたのだろうか。どちらにしても、答えを引き出せなかつた記者団は、国民の「知る権利」を代行する責任を果たしているようには思えない。

メディア全体がそれほど鈍感だったというわけでもない。新聞は、在京六紙のうち『読売新聞』を除く五紙が、十九日までに加藤邸放火事件を社説で取り上げている。いずれも暴力による言論封じを許さない、との立場を明確に打ち出している。

もし社説で書かれているような、言論への暴力に対する深刻な懸念が現場の記者にも共有されているなら、政府首脳を取材する記者たちから、この事件に関する政府の見解をもっときっちり追及する質問が出ていいはずである。それがなかったのは、現場にそれほど懸念がないということ

なのだろうか。

七月には、昭和天皇の靖国神社をめぐる発言のメモをスクープした日本経済新聞本社で、通用口に火炎瓶が投げ込まれる事件があった。誰の仕業か特定されてはいないが、新聞報道を快く思わない勢力が行った嫌がらせと見て間違いない。こうした暴力が繰り返されることによって、自由な発言や報道が委縮するようになる、民主主義の根幹が揺らぐことにもなりかねない。

暴力で言論をゆがめようとする動きには、その都度、厳しく批判し、警戒心を高めなければならぬ。多少ともそれを黙認するような気配を見せなくてはならない。とりわけ言論活動に携わるメディアには、自由な言論を妨げる動きに警鐘を鳴らし、断固たる姿勢で対処する責任がある。

ビラ配布に無罪判決

小泉首相と安倍官房長官の発言が掲載された同じ日の夕刊紙面に、政治ビラを配って住居侵入に問われた市民が、東京地裁で無罪の判決を勝ち取ったニュースが伝えられていた。商業目的のビラを同じように配布しても罪に問われないのに、政党のビラを配った行為を起訴した検察の姿勢には、多分に政治的な色合いのにじんだ思惑がうかがわれる（検察は九月一日控訴）。同じような事件で二〇〇五年十二月には、立川市の自衛隊官舎に反戦ビラを配った市民のグループに、東京高裁で有罪判決が言い渡されている。

二つのビラ配り裁判の背景には、自分たちの気に染まない政治的な意見や主張を、場合によっては司法の力で抑えようとする機運のあることがうかがえる。言論、表現の自由の抑圧につながりかねない危うさがある。

東京地裁の無罪判決は、ビラ配りの行為自体が「住居侵入」の罪を構成する要素にならないとの判断を明確に示している。しかしビラ配りを訴追することが憲法で保障された言論、表現の自由を脅かす事態であることに、判決はほとんど言及していない。複雑な争点をあえて避けたのかもしれない。

この判決をめぐって、『朝日』『毎日』『東京』の三紙は二十九日の社説で、地裁の判断を当然とする考えを明らかにしていた。社説で取り上げなかった新聞がこの判決をどう受け止めたのかは分からない。ただ、言論、表現の自由という、ジャーナリズムの仕事の根幹にかかわる問題でも、新聞社の間でそれぞれ考え方に相当の開きがあることが、沈黙の裏側からも読み取れる。

メディアの目配り必要

言論弾圧は、ある日突然、強面^{こわむち}でやってくるわけではない。ほとんどの人があまり気に留めないうちにじわじわと、自由に議論する雰囲気が変わり、気が付けばものを言えない状況に追い込まれている、という形で訪れる。ビラ配りが住居侵入で有罪にされたり、右翼の反発を買って放火され

たり、ということが繰り返されていると、いつの間にか自由な言論は窒息死する。

社会がそうした事態に陥るのを防ぐには、メディアが自由の守り手として機能する必要がある。言論、表現の自由を脅かす危険な芽を見逃さないよう目配りし、兆候があればすぐに摘み取らねばならない。危険をかぎ取れない番犬は、もはや番犬ではない。メディアの不作為の罪は大きい。

次期首相就任が確実視されている安倍官房長官は、政権構想の柱として、憲法改正を政治日程にのせることを掲げている。教育基本法の改正も優先課題の一つに挙がっている。一九九〇年代以降、着々と進められてきた政治の右傾化が、いよいよ正念場に差し掛かる。

小泉政権の五年間、小泉首相は単純明快な言葉で国民を酔わせ、あおって人気を博してきた。メディアはおおむね、小泉首相の巧みなパフォーマンスに舞台を提供し、首相の人気取りに一役買った。〔無機質なファシズム〕(『朝日』8月26日 保阪正康評論)とも評される小泉流の政治のお先棒を担いできた。

政権交代を機に、メディアは自分たちの役割をもう一度、見直してもいいのではないか。事は言論、表現の自由だけに限らない。政治を動かす権力の本質を見抜き、問題をきちんと読者、視聴者に伝えられる力をつけてほしい。無意識のまま新政権の提灯^{ちようとう}を持つような報道だけは、ごめん被りたい。

(早稲田大学客員教授)

プレスウォッチング

「言論封殺」は許せない

加藤紘一議員邸放火と右翼の暗躍

小泉首相は八月十五日朝、A級戦犯を合祀する靖国神社参拝を強行した。首相在任五年余、九月退陣直前に「念願」を果たしたわけだが、「独り善がりの暴挙」に批判の声が高まっている。忌まわしい過去（侵略戦争）に対する反省をあいまいにしたまま、「心の問題」にすり替えて参拝する做岸不遜な政治姿勢を許せるだろうか。この点を忠告し続けていたのは加藤紘一自民党衆院議員だ。小泉首相参拝強行を聞いた直後の十五日、国会内で記者団に「日本のアジア外交を壊した。国内、近隣諸国の受け止め方はきつく、ポスト小泉に荷物を残す。日中、日韓関係をどう打開するのか、諸国は厳しい目で見るだろう」との警告を發したのである。何と数時間後の十五日夕、加藤議員の山形県鶴岡市の実家が、放火全焼する惨事が発生。右翼団体構成員の政治テロだったことが明らかになり、「不吉な時代状況」に戦慄が走った。

新聞は「テロ」と闘う姿勢を示せ

言論封殺テロの恐怖。……政・財界要人を問答無用で殺傷、言論活動を封じて軍部が独走した

「戦前昭和の悪夢」がよみがえる。

八月十五日夕、加藤議員の実家に放火した男は右翼団体「大日本同胞会」（東京都新宿区）幹部の堀米正広容疑者（六）で、割腹自殺を図ったところを鶴岡署員に取り押さえられた。右翼団体構成員の身元はすぐ判明、十八日には東京の所属事務所の家宅捜索を行った。堀米容疑者は病院で傷の手当ての後、二十九日に逮捕状が執行されたが、新聞各紙一連の報道に、「テロを許すな」との問題意識が不足していたように思う。加藤議員の実母（九）が散歩中で難を免れたから、それで「ヤレヤレ」といった感度だったら一大事だ。全国紙の中で第一報（8・16朝刊）を一面に掲載したのは、『朝日』（四段）、『産経』（三段）両紙だけで、他は社会面回し。地元の『山形新聞』は一面・社会面トップで展開していたが、相対的にテロ行為への取り組み方が甘かったと言わざるを得ない。

鶴岡署が放火現場で身柄を確保したのに、二十九日の逮捕まで新聞各紙は、「右翼団体幹部」の表記で匿名報道を続けた。この点につき、服部孝章立大教授は「警察から流される情報以上の報道を積極的に行わず、今日（逮捕）まで匿名のままとしたのは問題だ。当初から容疑者扱いでなくとも、けが人が誰かという報道はできたはず」と述べていた（『東京』8・30朝刊）が、もともとな

指摘である。また、一九九〇年「昭和天皇の戦争責任」に言及した本島等長崎市長（当時）が右翼

団体幹部に銃撃されて重傷を負うテロ事件があったが、被害者の本島元市長は「今回の事件後に世論が盛り上がらないことを心配している。私が襲撃された時には、発言を支持する三十八万人もの署名が集められた。今回の小泉首相の靖国参拝では、国民全体が何となく『小泉首相が言うのだから参拝してもいいのではないか』という雰囲気になってしまっている。参拝に対して批判的な発言をした加藤さんの家が燃やされるといふ事件が起きたという意味をもっと国民は深く考えてほしい」と、『朝日』紙上（8・30朝刊）で指摘、権力批判をためらう時代風潮に警告を發していた。

最も感度が鈍かったのは小泉内閣だ。「小泉首相は何を思う。かつての盟友、加藤紘一元幹事長の自宅と集会所が焼かれた『テロ』に対し、発生から十三日たつてやっと『言論は暴力で封殺してはならない』と述べた。自らの靖国参拝と関連付けて考えたくない様子が。ありあり」と、『朝日』夕刊コラム「素粒子」（8・29）が首相を厳しく弾劾していた。さらに驚かされたのは、ウズベキスタン・タシケント市で記者会見（8・29）した小泉首相が、同行記者の「官邸の反応が鈍いとの指摘があるが……」と追及され、「聞かれなかったから答えなかった」という（『毎日』8・30朝刊）小泉流「逃げ口上」だった。

五年前の「9・11テロ」時の対米協力ぶりに比べ、冷淡過ぎる対応ではなかったか。大規模国際テロであろうと、国内テロであろうと、「テロ」

への即応処置を怠つたら、「恐怖の連鎖」につながるからだ。今回、はしなくも日本政府に危機管理意識が欠如していることを露呈してしまった。放火事件直後に、河野洋平衆議院議長が加藤議員に見舞いの電話をしたのはじめ山崎拓氏、谷垣禎一財務相、野党党首らがテロ批判談話を出しているのに、安倍晋三官房長官ら官邸サイドが全く無反応だったことに驚愕した。真つ先に政府声明を出し、「テロ撲滅」を国民に訴える責務を放棄した罪は大きい。

「富田メモ」報道の日に経に嫌がらせ

これより先、「昭和天皇は靖国神社のA級戦犯合祀に不快感を示していた」との特ダネ(富田メモ)が掲載された翌二十一日未明、『日経』本通用口に火炎瓶を投げ付ける事件が発生した。大事に至らなかつたものの(犯人は逃走)、明らかに言論機関に対する脅迫行為。しかし、『日経』二十一日夕刊の社会面ベタ扱いが気になる。右翼の動向に脅えて「配慮」したと勘ぐりたくはないが……。「富田メモ」の衝撃度からみて、『朝日』(社会面四段)、『東京』(同二段) 両紙の判断が妥当だろう。たとえ被害がわずかでも、言論機関の姿勢を紙面ではつきり訴えてほしかった。

ともかく、言論封殺を狙った事件が多発する社会風潮を早期に食い止めないと危険極まりない。「自由な言論」への脅迫とみられる事件は二〇〇五年以降だけでも、由々しきケースが続発している。○五年一月、富士ゼロックス会長(『新日中

友好二十一世紀委員会」座長)の小林陽太郎氏邸玄關脇に火炎瓶二本が置かれ、後日銃弾一発が郵送された。「首相の靖国参拝につき、個人的にはやめてもらいたい」などと直言したことへの脅迫とみられる。同年七月にはフリーライターの山岡俊介氏の自宅マンションが放火された。月刊誌でODAの不正を暴いた記事への嫌がらせとみられる事件だ。今年一月には、フリーライターの溝口敦氏の長男が暴力団関係者に刺される事件が発生。月刊誌などに「暴力団の無法ぶり」を告発し続けているライターで、一部勢力からマークされていた。二月には再び小林氏邸近くの警備員詰めの敷地から拳銃の薬きょう数個が見つかった。次いで五月、糸川正晃衆議院議員(国民新党)の事務所と『毎日新聞』東京本社に、銃弾と脅迫状が郵送された。都内一等地の再開発に関する国会質問と新聞報道への脅迫とみられる嫌な事件だ。この後、七月の『日経』本社火炎瓶事件、八月の加藤議員邸放火事件が続き、社会不安を増幅させている。

堀米容疑者は「加藤議員の靖国に関する発言に反発を感じていた」と自供しており、所属する「大日本同胞会」の存在が気掛かりだ。「公安関係者によると、男が在籍しているとみられるのは、一九八二年四月に政治団体として届け出た右翼団体。東京・歌舞伎町に本部がある組織で、構成員は数百人。男は九四年ごろ事務局長を務めたとき。右翼に詳しい民族運動家の説明では、同団

体は一九三〇年東京駅で浜口雄幸首相を狙撃し、重傷を負わせた佐郷屋留雄の流れをくむ。『理論より実行』を合言葉とし、行動を重視する」と、『山形新聞』(8・18朝刊)が詳しく記していたが、「浜口首相を狙撃した犯人・佐郷屋」の記述に慄然とした。昭和五年のこの事件以降、5・15事件(昭和七年)2・26事件(同十一年)など、テロが吹き荒れる暗黒時代に突入していったのである。政府の言論統制と行動右翼の跳梁跋扈によって、議会も言論機関も完全に沈黙させられた「悪夢」が呼び覚まされたショックは大きい。

「憂うべきは、言論への批判を恐れる人々が、委縮して沈黙する現状ではないだろうか。苛烈で容赦ないパッシングが目立つ折、過敏なまでに警戒心を強めているのだろう。孤立するのを避けようと少数派と自覚した人が発言を控えるため、結果的に多数派がことさら幅を利かせる『沈黙のらせん』と呼ばれる現象が進んでいるのかもしれない。いつの間にか、言論の自由が狭められており、戦前に逆戻りしかねないようにさえ映る」(『毎日』8・18社説)。

偏狭なナショナリズムをおおるような時代状況は危険極まりない。「言論無くして国ついに滅ぶ」との至言を、今こそ胸に畳んで、無法暴力集団に立ち向かわなければならぬ。新聞界全体が結束して「自由な言論と議会制民主主義擁護」の大キャンペーンを張るよう提言したい。

(池田 龍夫) ジャーナリスト

放送時評

松下、ケーブルテレビ事業から撤退

業界再編に弾み

八月二十八日、松下電器産業は保有するケーブルウエストの全株式を、MSO（ケーブルテレビ局統括運営会社）の最大手ジュビターテレコム（JCOM）に、約四百九億円で売却すると発表した。

ケーブルウエストは、大阪市内九区と大阪府北部の十一市一町の約四十万世帯にサービスを提供する国内第三位のケーブルテレビ事業者である。松下はケーブルテレビ事業者向けに、放送システムや受信機器（セット・トップ・ボックスⅡSTB）などの放送機器販売事業を手掛ける一方で、ケーブルテレビ事業の経営そのものにも参画。これにより、ケーブルテレビ業界内で一定の地位を獲得することによる事業展開上の相乗効果を狙う戦略を取ってきた。

今回、松下がケーブルウエスト株を売却したことで、松下はケーブルテレビ事業の経営からは、実質的に撤退することになる。松下によれば、今後は放送システムやSTBの販売、ならびにTNAびといったテレビ受像機をポータルにした情報提

供サービスに経営資源を集中することで、ケーブルテレビ事業の発展に貢献したいとしている。

松下からすれば、日本のケーブルテレビ事業も一定程度の普及が進み、自らケーブルテレビ経営を展開しなくても十分に放送システム、STBの販売を展開できると判断したものと見られる。

このような松下の判断は、今の日本のケーブルテレビ業界の経営環境の変化を象徴するものと言

うことができる。

現在、日本のケーブルテレビ事業は、ネットワークの高度化という問題に直面している。今後のサービスの高度化に加え、地上放送のデジタル化に対応するためには、ケーブルテレビ事業においても、地上デジタル放送に対応したネットワークの高度化を図る必要がある。特にブロードバンド化やIPTVへの注目が集まる中で、ケーブルテレビ事業にとっては自前の回線網を光ファイバー化することが大きな課題になってくる。昨年、総務省はIP技術を使った地上デジタル放送の送信を電気通信事業者にも認める方針を示した。ケーブルテレビ事業者がNTTなどの参入に対抗するには、光ファイバー化することが必須なのである。

資本力のある大規模MSOにおいては、この光ファイバー化問題を乗り越えることで、多チャンネル型のテレビ放送の提供、ブロードバンド接続、電話サービスといういわゆる「トリプルプレー」に事業を展開し、効率的な収益モデルへの脱皮を図りつつある。

言い換えれば、大規模な資本投下をすることで高収益モデルへの脱皮を図るケーブルテレビ事業者がある一方で、その市場規模から高度化に向けた資金調達が厳しいケーブルテレビ事業者もあり、その事業者間の格差が拡大する傾向がある。

加えて、地上放送のデジタル化の期限が二〇一一年と定められていることもあって、各ケーブルテレビ事業者にあっても、そのロードマップが策定されているが、この地上放送のデジタル化への対応も、小規模のケーブルテレビ事業者にとっては、高負担となっている。

そのような中でケーブルテレビ業界には、再編の波が押し寄せつつあると見る向きも多い。今回の松下のケーブルウエスト株のJCOMへの譲渡も、ケーブルテレビ業界再編の動きに、一層の弾みを付けることになると見られる。

JCOMシェア35%に伸びる

他方、JCOMからすれば、この株式譲渡により、関西圏で最も人口が密集している地域を、一手にそのカバーエリアに収めたことになる。ケーブルウエストのサービスエリアは、前述した大阪市と大阪府北部である。その南北に隣接して「JCOM関西」、「JCOM北摂」というJCOM系のケーブルテレビがサービスを行っている。また、西側には、「ケーブルテレビ神戸（JCOM神戸・三木）」、「JCOM神戸・芦屋」がある。在阪の地上テレビ局のカバーエリアの中でも、最も人口が密集する近畿圏の中心部を押さえたわけ

で、近畿圏の広告メディアとしての媒体価値は高い。

JCOMは、一九九五年に住友商事とTCI（現・リバイ・メディア）の共同出資により設立された日本最初のMSOである。その後、JCOMとほぼ同じ時期に事業を開始した伊藤忠商事系のMSOであるタイタス・コミュニケーションズを吸収する一方で、大都市で展開する多チャンネル型ケーブルテレビを次々と買収、傘下に収めてきた。傘下のケーブルテレビ局が、サービス内容の統一をする一方で、番組や設備を一括して調達することで、効率的な事業展開を図ってきたわけである。

現在、JCOMは、全国で十九社三十五局のケーブルテレビを傘下に持ち、総加入世帯は約二百万世帯。今回のケーブルウエストの買収により、総加入世帯は、約二百五十万世帯を超えることになり、ケーブルテレビ市場におけるJCOMのシェア（総加入世帯数ベース）も、約三〇%から約三五%（06年7月末現在）に伸長する。

今回、JCOMが、多額の出資をしてケーブルウエストを傘下に収めた背景には、IPTV時代の到来を念頭に、NTTなど電気通信事業者との本格的な競争に向けた準備を急ぐ必要があるからだと思われる。また、この分野には、関西電力など、大手電力会社も積極的な姿勢を見せている。都市部の事業効率がよく、市場性の高いエリアをできるだけ早いうちに確保し、そのエリアでの

情報通信サービスの地位を築くことを目指していると言えよう。ちなみにJCOMは、近年、米国のMSOに倣い、前述の「トリプルプレー」に、携帯電話サービスを加えたサービスを展開。一つのネットワークを四つのサービスで効率的に使うことから、米ケーブルテレビ業界では「グランドスラム」といわれている。

政府は、二〇一一年をめどとした地上放送の完全デジタル化、一〇年度を目標としたブロードバンド化をその目標として掲げている。このスケジュールを軸に、電気通信事業者も含め、ケーブルテレビ事業を取り巻くドラスティックな動きが始まっていると言える。

過疎地で生じる「情報化の後退」

都市部では、JCOMのように高度情報ネットワークの有力な担い手として、事業展開を積極的に進めるMSOがある一方で、農村部や過疎地では、市場競争になじまないケーブルテレビが経営的に厳しい状況に追い込まれるケースが増えてきている。

最近の一例を挙げれば、この八月二十三日、盛岡市は、市内の都南地区で公営ケーブルテレビとしてサービスを続けてきた「テレビ都南」を地上アナログ放送を停波する一一年七月に廃業する方針を市議会に報告した。

テレビ都南は、盛岡市と合併する前の旧都南村時代に農林水産省の補助事業である「農村型多元情報システム」(MPIS)として構想され、盛

岡市と合併した一九九二年に開局。地域情報重視の公営ケーブルテレビとして、視聴可能エリアである旧都南地区内の四割強に当たる約六千七百世帯が加入している。テレビ都南は、公営ケーブルテレビで作る有線テレビジョン協議会で、その自主制作番組が評価されるなど、地域メディアとしての評価は高かった。しかし、前述の一一年の地上放送のデジタル化に当たっては、設備更新が必要で、その予算措置が検討されたが、盛岡市としても、年間七千万円という現在の支出に加えて、デジタル化のための設備投資のめどが立たないとして、公営ケーブルテレビとしての事業存続を断念するに至った。もちろん、その背景には、都南

村と合併した現在、市内の一部のエリアのみサービスを提供する都南ケーブルテレビの経営を盛岡市が負担し続けることへの拒否感があることは否めない。公営ケーブルテレビの事業展開に当たっては、首長のケーブルテレビに対する姿勢が大きく影響する中での決定であった。

事業存続の方策としては、盛岡市内の民間のケーブルテレビ事業者である岩手ケーブルテレビジョンとの広域連携も検討されたが、岩手ケーブルテレビジョン側が拒否。テレビ都南の一一年七月の廃止が決まったのである。

テレビ都南の事例は、このところの規制緩和による産業政策優位で進む情報政策の影の部分象徴しているように思えてならないのである。

(音 好宏 上智大学助教授)

◎人事異動(財団法人新聞通信調査会)

(元共同通信社福岡支社次長、
同北九州支局長、同横浜支局次長)

高橋英隆

採用、事務局長(10月1日)

理事、事務局長

猪目 寛

事務局長の委嘱を解く(9月30日)

寄贈の書籍・資料(24)

- ㈱時事通信出版局から
 - ・新家庭の医学(時事通信出版局、2005年6月、第13次改訂版)
 - ・食材健康大事典(時事通信出版局、2005年11月)
 - ・家庭の安全・安心〔財全国危険物安全協会、2006年3月〕
 - ・最新用字用語ブック(時事通信出版局、2006年6月、第5版)
- ㈱共同通信会館から
 - ・執務便覧(同盟通信社)
 - ・同盟の使命と活動(同盟通信社、昭和19年3月)
 - ・誤謬と戦ふ(同盟通信社、昭和19年12月)
 - ・「共同」の在り方に就て 共同通信社第一回支社局長会議における伊藤理事長の挨拶(共同通信社、昭和21年11月)

◎均一句会

平成十八年八月二十三日 祢保希

〔兼題 八月、葉月〕

天 八月の父ぐいぐいと泳ぎ去る 豊 平
地 文燃して灰に香の立つ葉月かな あまり

人 返す波追ひかけてゆく葉月かな

ぶな林の重なり厚き葉月かな

チョー閑散東京の八月十五日

八月や八十路の人も語り部に

日に三度食うて八月十五日

八月や風化させまじ日々ありて

半袖にしばし思案の朝葉月

遣りし水朝に残る葉月かな

陸奥の葉月限定ランチかな

八月の影を置きたる川原の木

八月は阿蘇厩舎より明け初むる

〔自由題〕

天 亡き母は切れ端が好き西瓜かな

馬の貌までられてゐる晩夏かな

噴門部切除ださうな秋暑く

涙箸して泰然と老の秋

東京の客に群がる蚊三十

ごきぶりを追い回す妻同じ妻

如雨露から溢れる水や秋暑し

流燈のやがて消えゆく朝かな

延長戦女神惑わし大西日

葉鶏頭昭和の彼方の夢と消え

安芸の秋朱の鳥居に飽きもせで

輪に入り踊り子に耳打つ異動かな

雷落ちて合掌の屋根繭青む

◎講演会

財団法人新聞通信調査会と同盟クラブは十月四日、東
京都港区虎ノ門の同盟クラブで講演会を開く。講

美佐子

且住

耳郎

和風

魚酔

正

檜村

寿世

杉の子

那由太

けんじ

杉の子

那由太

魚酔

あまり

豊平

檜村

美佐子

寿世

和風

耳郎

且住

けんじ

師は共同通信社政治部長の梅野修氏。演題は「新
政権下の政局展望」。

〔訂正〕

九月一日号(第五三三号)一ページの「問われる国
家戦略の真価」下段本文十行目の「二〇〇三年ま
でに」とあるのは「二〇三〇年までに」の誤りで
す。校正ミスでおわびして訂正します。

目次(十月号)

- 機能する米政治の相互抑制…軽部 謙介…1
- 危機に立つ米ジャーナリズム(上)…金子 敦郎…4
- ロシア人の問題意識を探る…中澤 孝之…8
- 「御手洗経団連」課題山積の船出…伊藤 精哉…11
- マスメ関連の裁判を見る(27)…佐藤 英雄…14
- 【メディア談話室】
メディアの不作為…藤田 博司…18
- 【プレスウオッチング】
「言論封殺」は許せない…池田 龍夫…20
- 【放送時評】
松下、ケーブルテレビ事業から撤退…音 好宏…22
- 【海外情報】
①メコム、オルクラ・メディアを買収…広瀬 英彦…7
- ②米新聞ウェブニュースを積極展開…金山 勉…13
- ③05年新聞発行状況・中国…木原 正博…17

定価一五〇円 一年分一五〇〇円(送料とも)

発行所 財団法人新聞通信調査会
〒100-0011 東京都港区虎ノ門一-五-一六

印刷所 株式会社 太平印刷社
振替口座〇〇二〇一四一七三四六七番

印刷所 株式会社 太平印刷社
振替口座〇〇二〇一四一七三四六七番
©新聞通信調査会2006